

協働環境委員会会議録

平成30年9月14日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：44

【 案 件 】

1. 議案第74号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例
2. 議案第88号 契約の締結（立岩交流センター建設工事）
3. 請願第16号 金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願

【 報告事項 】

1. 白旗山におけるメガソーラー開発について（環境整備課）
2. 公用車による交通事故発生について（環境対策課）
3. 環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について（市民環境部付）

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第74号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第74号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の14ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、第1条において休日の夜間を夜間等に改めるものでございます。また、第4条の診療時間につきましては、現在、平日は午後7時から午後9時までで年末年始を含む休日は午後6時から午後10時までとしているところでございますが、休日のうち、年末年始の12月31日から1月3日までの4日間につきましては、地域住民の救急医療の拡充のため、午後6時から午後10時まで、午後2時から午後5時30分までを追加しようとするものでございます。なお公布の日から施行することとしておりますので、本年末の12月31日からの適用となります。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第74号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 契約の締結（立岩交流センター建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第88号 契約の締結（立岩交流センター建設工事）」につきまして補足説明をいたします。追加議案書の11ページをお願いいたします。議案第88号 工事請負契約の締結につき

ましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、立岩交流センター建設工事につきましては、契約金額3億5424万円で鉄建建設株式会社九州支店と契約を締結するものであります。また、工期につきましては、本契約として認められた日から2019年8月30日までとしております。入札執行状況につきましては条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに、総合評価競争入札試行実施要領に基づきまして、業者選考委員会において入札参加の条件等を決定し、8月3日に入札公告を行い、9月4日に入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが議案書資料の12ページの入札概要をお願いいたします。本件につきましては、4業者から入札参加申請がありましたが、1者が辞退、3者による入札の結果、予定価格3億5764万5240円に対しまして、落札額3億5424万円、落札率99.04%で、鉄建建設株式会社九州支店が落札したものであります。なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって、申し込みをしたものを落札者とする総合評価落札方式により落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1点だけ伺います。この工事は最初、市内業者の応募がなく市外業者に発注されたわけですが、そのときに工事の延期ができなかったのかどうか伺います。

○地域拠点施設整備室主幹

今回の提案につきましては、地元の立岩地区まちづくり協議会の方々の一生懸命な取り組みのおかげで、予想以上に早い設計ができ、そのかいもあり、発注までの事務手続が順調に進みました。これも1日も早い立岩交流センターの竣工を願う地元の皆様の強い思いだと考えております。またその協議の中で、2020年1月の供用開始を説明したところでございます。

現在、他の地区におきましても立岩と同じように市民の皆様と協働でやりとりをしながら、新築や改修の地元協議を進めているところでございます。このような地元の要望にできる限り応え、誠意をもって協議を進めていくことが、市民との信頼関係構築にとっても大切なことであり、行政として市民の皆さんが一生懸命に取り組んでいることに全力で応えなければならないと強く思っております。今回のこの立岩交流センターの件につきましても、新しい交流センターが建設されることを立岩地区の方々は本当に心待ちにしておりますので、どうか今議会において契約締結ができますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

質問させていただきますが、9月10日付で「立岩交流センター建設工事の再検討及び飯塚市の入札制度に対する陳情」が市内業者の方から提出をされておりますが、この陳情に対してどのように受けとめてあるのかお尋ねいたします。

○契約課長

この要望書に対する市の考え方でございますけれども、まず1点目の趣旨といたしまして、市外業者と契約を行わず、従来的一般競争入札により市内業者を対象に再度、発注してくださいということがまず1点ございます。今回の入札につきましては、総合評価落札方式により、適正に審査をし、業者選考委員会及び福岡県技術委員会による審査を実施して適正に入札が執行されております。仮契約締結後、市は議案を上程し議決を得る義務がございますので、議決いただきました後には速やかに本契約を締結することとなります。したがって市都合で契約を解除す

ることはできないというふうに考えております。

また、総合評価の是非を含め、市内業者の意見も十分に聞いた上で入札制度について慎重かつ丁寧な検討を行ってくださいという趣旨がございます。この件につきましては、総合評価落札方式は、国、県の指導のもと、福岡県内の市の7割以上で導入されている制度でございます。現在のところ制度の廃止は考えておりません。今回、飯塚市として初めてこの制度に取り組んできたわけでございますけれども、この経験をもとに振り返りを行い、評価項目、点数の配分、検証を重ねながら、より良い制度構築を目指しております。市内業者の方々の意見聴取につきましては、意見交換会、これの実施に向けた検討を内部で十分に重ねておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

重く受けとめているということはないのですか。

○契約課長

十分に重く、受けとめております。

○田中裕二委員

先日の一般質問におきまして、今、ご答弁がありましたけれども、立岩交流センター建設工事につきましては、2019年12月に竣工し、2020年1月から供用開始を計画しており、財源となる国の社会資本整備総合交付金を活用するためには、供用開始までに期間を考慮すると遅らすことができないと、このようなご答弁がっておりますが間違いないですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

先ほど佐藤委員の質問でもございましたけれども、今の一般質問の答弁、そしてまた先ほど答弁を考えますと、これを伸ばすことができないと、このようなことになるかと思いますが、それでは、陳情の要旨の1点目に、先ほどお話をされておりました現在、進められている市外業者との契約を行わず、従来的一般競争入札により市内業者を対象として再度発注をしていただきたいとこのようにございますが、今の総合評価制度を一般競争入札に戻して再度入札をやり直した場合、今おっしゃいました工期に間に合うのかどうかこの点いかがですか。

○副市長

提案させていただいておりますので、やり直すこともできませんのでご理解をお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:09

再 開 10:11

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

今回、工期をとった上でその後に外構工事等を予定いたしております。そこから逆算しまして、今回、追加議案として出させていただいているスケジュールを組んでおりますので、これを改めてやり直すということは予定のスケジュールから難しいということになります。

○田中裕二委員

難しいということでございますが、陳情の要旨の2点目、これは総合評価制度の是非を含め市内業者の意見も十分に聞いた上で入札制度について慎重かつ丁寧な検討を行っていただきたいと、このようなことでございますが、この総合評価制度の導入につきまして、先日の一般質問では、このような答弁がっております。昨年9月議会の一般質問でも、公共工事の品質確保に関する法律が10年以上前に施行され、県内の半数を超える市町村が取り組みを実施している中、本市

も導入すべきではないかというようなご指摘も受けまして、当時、導入を検討するというふうな答弁をいたしておりました。それを契約部署のみならず、技術評価を担う技術部署も交えて、県や他の先進自治体について鋭意調査研究を行いまして、制度設計をしたところでありまして、このような答弁があつておりましたし、県内の7割近い自治体が導入しているという答弁もあつたかと思ひます。それでは、この近隣の自治体の状況はどのようになっているのか。把握しているのであればお示しいただきたいと思ひます。

○契約課長

近隣ということをごさいますけれども、一番近いところで申し上げますと、直方市、宮若市が導入をいたしております。田川市、嘉麻市は導入をしておりません。

○田中裕二委員

直方市、宮若市は導入して、田川市、嘉麻市が導入してないと。田川市、嘉麻市が導入されていない理由はお聞きになっていらっしゃいますか。

○契約課長

特に伺っておりません。

○田中裕二委員

それをちょっと協議するべきではないかと思うんです。今、検討中なのか、それともこれちょっとやっぱり、問題があるよねということで導入していないのかがあろうかと思ひますので、これはちょっとお調べいただきたいとこのように思っております。またこの総合評価制度の導入というのは、試行導入ということでございましたが、そのとおりでしょうか。

○契約課長

試行の導入で間違いございません。今後、総合評価方式におきまして振り返りを行いまして、飯塚市にとって、ふさわしいより良い制度にしたいというふうを考えております。

○田中裕二委員

より良い制度にしたい。私は試行というのは、この制度をやってみて、いろんな課題が出てきたとか、いろんな問題が出てきたというようなときにこの制度も見直しをするということもあり得るのではないかと思っておりますが、この点はどうなんでしょうか。制度の見直しもあり得るのかどうか、この点はいかがですか。

○契約課長

当然、制度の中身につきましては、見直しを行つていくということで考えております。

○田中裕二委員

中身、制度そのものではないでなくて中身ということですか。

○契約課長

今のところ、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、制度をやめるというようなことは考えていないということです。

○副市長

8月3日の総務委員会でも答弁させていただきましたけど、8月1日に応募されなかった関係者の方々と意見交換会をさせていただいております。その中でまだ1回も市内業者のほうで試行しておりませんのでその業界の方と勉強会をしながら、先ほど契約課長も答弁しましたように飯塚市にとって、どういうやり方が一番いいのかお互いの意見を出し合いながら勉強会をしていこうというようなことでその日、業界の方々と話し合いをさせていただいております。ただ今まで勉強会ができていないのは、この議案を今議会に提出させていただいておりますので、この議会が終わった後に先ほども契約課長が答弁いたしますように、内部において日程調整をさせていただいておりますので、議会が終わり次第、業界の方には通知させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田中裕二委員

副市長のほうから市内業者の方としっかり意見交換をさせてほしいということでございましたので、陳情の要旨にもしっかりと意見を聞いていただけないということもございました。本当に良い入札制度になるため、本当によく意見を聞いていただきたいと。早急にこの意見交換会という場をつくっていただきたいと思いますが再度確認です。やっていただきますでしょうか。

○副市長

先ほど答弁いたしましたように当然、議会が終わり次第、早めにそういう勉強会をもちたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○福永委員

あくまでも今回の総合評価方式は試行ということで、これだけの陳情が上がったり、いろいろなコミュニケーション不足に問題があるのかなと思っています。先ほどの答弁で、今後、総合評価方式を変える気はないと言われた。試行の部分であれば、やはり地域、地域に合ったやり方というのはあると思うんですね。例えば東京、福岡はそういう業者の方が多いかもしれないけど、なかなか飯塚の場合では、まだまだ少ないのかなと。そこに試行とはいえ、総合評価方式でやるということは、まだ無理があるのじゃないかなと。例えば10年後、20年後を考えてもっとより良いものをつくるために業者さんにどンドンレベルをあげてくださいという意味でそういうことがあって、先でしますからっていうふうな感じであればありだと思うんですが、それに見ていても余りにも急ぎ過ぎではないかなと、無理やり過ぎないかなというところがあり、これに対してちょっとお答えしてもらいます。

○契約課長

この総合評価につきまして目的でございますけれども、総合評価方式は、企業や配置技術者の技術力、そのほかにやはり事業者独自の施工計画の提案を求めて評価をしてまいるわけでございますけれども、このことはやはり事業者がより良い提案をしようとする努力をすることでその事業者の方々の技術力の向上につながるものであるというふうに考えております。技術力が向上すれば公共工事だけでなく、やはり民間も含めて受注機会の増加につながるのではないかと、またひいては地場産業、地場企業の育成になるものであるというふうに考えております。繰り返しの答弁になりますけれども、この制度を質問者おっしゃいますように、やはり飯塚市にとって、今、県、先進地に倣って制度設計しておりますけれども、やはり、おっしゃるとおり、いきなりは難しいと言いますか、そういう評価制度ではなく、やはり徐々にこの制度をステップアップするというような考え方で、この中身について今後内部でもしっかりと協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○福永委員

ということは例えば今後また入札等々が出てくるときに、先ほどの答弁であれば、もう総合評価方式で行くっていう感じだったんですけど、それが今の現状と合わないということは、もとの一般競争入札に戻す考えというのは――。また、例えばその総合評価方式でやれば、またこのような陳情が出て、またもめると説明会等があると思います。先ほどの答弁であればもうこれで行くっていう、断言されている言い方だったので、昔の一般競争入札方式に変える余地は全くないのでしょうか。

○副市長

先ほども答弁しましたように1回も試行で行っておりません。それで行えるような形に先ほど言いました勉強会、意見交換会等しながら、市内業者さんが総合評価方式でこういうやり方だったらやれるよというような意見交換しながら、試行ですので、総合評価方式でさせていただきたいということで、先ほどから契約課長が答弁しております。絶対に将来にわたってしないということじゃありません。試行ですので。ただそういう中で見直しをしながらより良い入札制度に持

っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○福永委員

先ほどの議案と違う方法で例えばこれをもう一度戻してやると、どうしても間に合わないということで、地元の住民の方々の希望というのを遅らせるのもちょっとまずいのかなというのもあるし、それとプラス、入札に対して建設業者さんが納得していないのに無理やり行ったというイメージがものすごく強いですよね。ただ、そこだけをとっても、建物が遅れても困るし、その辺がちょっとどうしても。後はまた先ほど答弁されて、まだ試行の時点であるとは言われていますけど、今後、容認しても反省というか、もう一度もっともっと業者さんとの話を密にして本当にこれでいいのかというのをしっかりやってもらって納得の上で、やってもらわないとまたこういう状態になるんじゃないのかなと思いますのでもうちょっと考慮してもらいたい。

○契約課長

今回のこの制度につきまして、質問者がおっしゃれますように、いろいろなこういった事業のスケジュールですとか、そのようなことがあったということもありますし、十分私どもも反省すべき点はあったのではないかと考えています。ただの今回の市外のほうに発注するに当たりまして、業者選考委員会の中で非常に熟慮を重ねまして検討を行っております。この中身について、市外業者のほうへ発注するに当たりましては、評価項目の見直しというのを行っております。これがどういうものかといいますと、当該工事を請け負うに当たりまして、市内業者のほうに下請の割合を出すという割合についてそれぞれ加点をさせていただいています。これは一般質問でも答弁させていただいておりますけれども、今回の落札された鉄建建設さんというところにつきましては、40%以上が市内業者に出すということで評価点も獲得されております。ですからこういった、これは具体的な例になりますけれどもこういった評価項目の見直し、市に見合った項目をまた今後検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○福永委員

今の地元業者に出すという答弁がちょっとひっかかるんですけど、やはり3億5千万円っていう金額、市内、市外の業者、やはりこう仕事する上で、ちょっと言葉悪いですけど、頭をとらないと下請は利益が悪いわけですよね。それを市外業者がとっているわけです。入札に市内業者が出てなくて、外に出したということですけど、その辺もやはり、何度も言いますけど、最初に試行で導入したということで、副市長はまだ試行されてないということですけど、もう形式的には試行しているというふうな気持ちにとられていると思うんです。だからやはり、その辺の最初のコミュニケーションもこれから、もっととってもらって今からまた入札等が出てくるときにまた同じような問題が起きないように、入る地元業者さんに配慮してやってもらいたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鯉川委員

今、質疑のやりとり聞いていて、試行というのはあくまでも試しにやってみるということですよ。副市長が先ほどの答弁されましたように、1回もやってないからとにかく試しにやってみないといけません。仮に試しにやってみて、そして、地元の業者さんともいろいろ勉強会なり研究会をやられて、そしてなおかつ、いろいろ問題があるとなったら、中身を変えるのではなく、やっぱり抜本的に総合評価方式自体を見直す、もとの一般競争入札に戻すというような選択もあるのかどうかもう1回だけちょっと確認させていただいていいですか。

○副市長

先ほど契約課長が答弁しましたように、一応、現時点では、総合評価方式でいくという方針は出しております。総務委員会でも1月に発表させていただいておりますし、その中で今言いますように、業界の方とどういうやり方が飯塚市にとって一番いいのかというやり方について、いろ

んな意見交換会をしながらやってみて、それでもちょっと、飯塚市にはそぐわないと、それは行政にとっても業界にとってもそういう意見が出てくれば、当然、入札制度の中でまず見直していくということは、検討はしていかないといけないとは考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑を終結いたします。

(な し)

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第88号 契約の締結(立岩交流センター建設工事)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」ご報告いたします。資料、「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。一条工務店からの事業者変更として、本年6月27日に条例に基づく、事業者変更届書の届け出書が提出されている合同会社アサヒ飯塚メガソーラーですが、幸袋地区の事業計画周辺住民を対象とした説明会が、あす15日土曜日、午前11時から福岡県立飯塚研究開発センターで開催されます。また、緑ヶ丘自治会については、今週連絡があり、今月22日土曜日、午後7時から幸袋交流センターで開催されます。なお、二瀬地区の説明会については調整中とのことです。

次に、資料に記載していませんが、悠悠ホームから合同会社ノーバルテクノロジーに所有権の移転がされている開発予定地については、先週の7日金曜日に、グループ会社の合同会社ノーバルソーラーから条例に基づく、事業計画届出書が提出されました。白旗山におけるメガソーラー開発については今後も状況を確認しつつ、必要な情報を入手し対応してまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○環境施設等広域化担当次長

「公用車による事故発生について」報告をいたします。資料をお願いいたします。このたびの

環境対策課職員が起こしました事故において、市に損害を与えましたことについて深くおわび申し上げます。

本件事故は、平成30年6月15日金曜日、午前9時50分ごろ、環境対策課、クリーンセンター職員が飯塚市幸袋地内において、市道目尾・久保白線、許斐神社歩道橋下に設置してあります拠点収集ボックスの収集業務のため、塵芥車を市道から敷地内に左折で進入しようとしたところ、左側後方から来た原動機付自転車に接触したものでございます。損害の状況につきましては、相手方は右足のすねを打撲、車両の損害はありません。なお、市側については、人身傷害並びに車両の損害はありませんでした。

この事故の原因は、車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因でございます。当該職員に対しましては、今後、このような事故を起こさないよう厳重注意を行いました。また、所属職員に対しましても安全運転の研修を行い、交通事故防止につきましては、日々の朝礼等において、安全確認に努めるよう再度指導しております。今後も引き続き当該職員はもとより、ほかの職員にも機会あるごとに安全確認の注意喚起を行い、交通事故防止の指導徹底を図ってまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について」報告を求めます。

○市民環境部付課長

「環境施設等広域化に関する任協議会の経過報告について」説明いたします。8月7日の委員会で報告を行いました。その後、8月28日に協議会が開催され、新たに協議が整いましたので報告を行うものです。

資料、「協議項目一覧」の1ページをお願いいたします。黄色の部分が新たに協議が整ったものです。組合経費の負担金は、新組合の設立後は、直ちに再編や処理区域の見直し等は実施しないため、負担金の算出に関しては、現状の負担割合のままとさせていただきます。ただし、統合されることによりまして、議会、総務に関する経費については、組合が1つになりますので、議会費など共通して取り扱うこととなります。その部分については、統合の議会、総務に関する経費の負担割合は原則、人口割とさせていただきます。統合後は、そのスケールメリットにより再編等を実施していくことから、施設の再編等を実施する場合には、負担割合の見直しを検討するものとしております。

次に、2ページをお願いいたします。組合議員の定数及び任期の取り扱いに関する項目に関しましては、両組合議員の皆様によります全員協議会でご意見調整をいただいたものを協議会で諮ったものでございます。定数及び選任の方法については、定数15人、選出区分は飯塚8人、嘉麻市3人、桂川町2人、小竹町2人としております。委員会の設置の常任委員会につきましては、ごみ処理に関する委員会とし尿処理及び火葬に関する委員会の2つの委員会を設置し、今あります飯塚市・桂川町衛生施設組合と同様の形としております。議会運営委員会につきましては両組合の現行どおり設置しないとしております。報酬については、飯塚・桂川の報酬額としまして、議長、副議長、議員の報酬を資料内容のとおりとしております。費用弁償につきましては、非常勤特別職と同額としまして、1回につき800円としております。報酬の支給の方法は、両組合の現行のとおりとしておりまして、資料内容にありますように、議長、副議長は、選挙された月から、議員は職についた月からとし、在職月までの支給することとしております。また、毎年3月までに支給することとしております。

次に、議決方法の特例ですが、ごみ処理関係の議案では、小竹町の議員を含む出席議員で採決

された過半数であっても、その内訳が小竹町の議員を除いて過半数になっていないと、過半数とはならないというものでございます。これは共同処理をする関係市町の意向が十分に反映される仕組みでございまして、なお現在の福岡県央もごみ処理関係ではこの特別議決が設けられており、新組合でも設けることとしております。

次に、3ページをお願いいたします。通知すべき議決事件につきましては、両組合の現行のとおり、1、条例を設け、又は改廃すること、2、予算を定めること、3、決算を認定することとしております。

次に、4ページをお願いいたします。一般職員の身分の取り扱いの給料では一般職は現在両組合との国の基準を採用してございまして、単純労務職につきましては、飯塚・桂川のみが該当し、これも国の基準を採用しています。これによりまして国の基準により一般職の職員については、行政職（一）を単純労務職につきましては、行政職（二）とするとしております。このことから次の給料表につきましては、一般職の職員は行政職（一）の給料表とする。単純な労務職に雇用される職員は行政職（二）の給料表とするとしております。次の等級別基準職務表につきましては、飯塚・桂川の一般職は6級制、単純労務職は5級制、福岡県央の一般職は7級制を採用していますが、実際には7級は使用していないということから、一般職は6級制、単純労務職は5級制としております。一般職の系列の基準職務につきましては、資料内容にありますとおり1級は主事補、2級が主事、それから3級、4級、5級、6級というふうに、職の割り振りを行っております。なお、単純労務職につきましては飯塚・桂川の例によるとし、1級から5級には技師補、業務主事などの職を充てているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。嘱託職員、臨時職員の賃金等につきましては、現給保障と新一部事務組合をおけまして、職種間の待遇格差を解消する観点から、調整しまして飯塚・桂川の例によるとしてしております。有給休暇につきましては、福岡県央はより働きやすい環境にあることから、福岡県央の例によるとしてしておりますが、公務上の負傷、私傷病、その他長が認めたものについては設定がなく、飯塚市・桂川町の例によるとしてしております。勤務条件につきましては任用の方法、期間、更新、勤務時間等々ございまして、これは両組合間で差異はほぼありませんが、飯塚・桂川が年末調整を行っているということから、飯塚・桂川の例によるとしてしております。勤務日数につきましては、正規職員と同様の常勤勤務と月17日から18日の非常勤勤務があることから、原則、正規職員の例によるとしてしております。以上が8月28日の協議会で新たに整ったものです。

残る項目につきましては、早急に協議を行い、市町議会で組合議会に報告を行うとともに、一部事務組合の許認可機関であります県と手続上の不備が生じないように、事前協議を進めてまいります。その後、12月の市町議会で元組合の解散と新組合設立にかかる議案をご審議いただきまして、構成団体である4自治体の議決をいただきましたら、県に許可申請を行い、承認を得まして、来年4月1日に新組合の設立の運びとなります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして協働環境委員会を閉会いたします。